資料２―③

事業改善会議-説明資料

番　号	１-③	事業名	不法投棄等監視カメラ貸与事業

１．何の／誰のために、どのようなことをしていますか？

不法投棄や不適正排出を未然に防止するとともに、発生した事案については行為者を特定できるようにするため、地域の代表者へ監視カメラを貸与しています。貸与の期間は、原則３か月間です。

（目的）

・有料指定袋制の導入に伴う不法投棄等の防止
・不法投棄等の防止による地域住民の負担軽減
・地域の治安や住環境の向上

２．この事業によって、どのような効果・成果がありましたか？

不法投棄監視カメラの設置により、不法投棄や不適正排出の抑止を図り、不適正（未分別）排出者が特定できたケースでは分別指導を行いました。これにより、地域住民の負担軽減・住環境の向上を図りました。

年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
設置個所	２か所	５か所	６か所	４か所

３．手数料収入をどれだけ・どのように使っていますか？

年　度	支　出	内　訳
令和元年度	８７９千円	監視カメラシステム購入費 ７２９千円（２基） 監視カメラシステム設置工事費 １５０千円（２回分）
令和２年度	１，４０６千円	監視カメラシステム購入費 ８４５千円（２基） 監視カメラシステム設置工事費 ５６１千円（７回分）
令和３年度	１，２００千円	監視カメラシステム購入費 ７２１千円（２基） 監視カメラシステム設置工事費 ４７９千円（８回分）
令和４年度	１，７０１千円	監視カメラシステム購入費 １，４１９千円（３基） 監視カメラシステム設置工事費 ２８２千円（５回分）

資料２―③

４．具体的な仕事の内容は、どのようなものですか？

①　貸与の希望者（地域）を募集します。
②　設置場所や撮影範囲を協議します。
③　貸与申請書を受付け、審査の上で貸与を決定します。
④　設置工事を実施し、カメラを申請者（地域）へ引き渡します。
⑤　貸与期間の終了後、カメラを撤去し、原状回復工事を実施します。

５．市民（利用者）の声はどうですか？

不法投棄監視カメラを設置することにより、不法投棄や不適正排出が完全になくなったとの声はありませんが、明確に抑止効果が見られたケースや不適正排出者への指導に繋げられたケースがあり、評価を受けています。

６．これまでに、どのような見直しを行いましたか？

住民ニーズに対応できるよう監視カメラを追加購入しました。また、監視カメラの性能についても向上を図っています。

７．どのような課題がありますか？

・プライバシー侵害への懸念から、地域内で設置の合意が得られない事例があります。
・土地利用上の制約や太陽光パネル設置位置の関係から設置できない場所があります。

８．今後の予定は、どのようになっていますか？

・不法投棄等の防止に効果があり、継続実施したいと考えています。
・不法投棄監視カメラを９台保有しており、令和５年度に３台購入する予定です。